海老名市議会の議員報酬等の特例に関する条例をここに公布する。

令和８年11月16日

海老名市長　内野　優　海老名市長印

海老名市条例第30号

海老名市議会の議員報酬等の特例に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、海老名市議会議員（以下「議員」という。）の職責及び議会への住民の信頼の確保に鑑み、議員が市議会の会議を長期間欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和３１年条例第３９号）の特例を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　市議会の会議　海老名市議会の定例会及び臨時会の会議、海老名市議会委員会条例（昭和５７年条例第２８号）に基づき設置された委員会の会議並びに議員全員協議会の会議をいう。

（２）　公務上の災害等　海老名市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年条例第２７号）に基づき認定された公務上の災害及び通勤による災害をいう。

（議員報酬の減額）

第３条　議員が自己都合、疾病等により、市議会の会議を連続して９０日を超えて長期間欠席したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に市議会の会議を欠席した日から起算して市議会の会議に出席した日の前日までの期間（以下「長期欠席期間」という。）に応じて、次の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。

長期欠席期間	減額の割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の20
180日を超え365日以下であるとき	100分の30
365日を超えるとき	100分の50

2　前項の規定は、長期欠席期間が９０日を超える日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）に支給する議員報酬から減額する。

3　任期満了、辞職、失職、除名若しくは議会の解散（以下「任期満了等」という。）又は死亡により議員報酬を減額しようとする月に議員報酬が支給されないときは、第１項の規定は、適用しない。

（期末手当の減額）

第４条　６月１日及び１２月１日（以下これらの日を「基準日」という。）のそれぞれ前６月以内の期間において、議員報酬が減額して支給された月があるときの期末手当の額は、その職に応じた期末手当に、長期欠席期間に応じて、前条第１項の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。

2　基準日の前６月以内の期間において、議員報酬の減額の割合が異なる場合は、減額の割合が高い方の割合を適用する。

（適用除外）

第５条　次に掲げる事由により市議会の会議を欠席したときは、前２条の規定は適用しない。

（1）　公務上の災害等

（2）　出産（労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第６５条第１項又は同条第２項（ただし書を除く。）に規定する期間）

（3）　その他議長が認める事由

（任期満了等に伴う措置）

第６条　議員が任期満了等の日後に議員となったときの当該任期満了等の日後の任期における第３条及び第４条の規定の適用については、当該任期満了等の日以前の任期におけるその者の長期欠席期間は、なかったものとみなす。

（疑義に対する決定）

第７条　この条例の適用に関し、疑義が生じたときは、議長が決定するものとする。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後に行われる市議会の会議を欠席した議員の議員報酬及び期末手当について適用する。

海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年**11**月**16**日

海老名市長　内野　優

海老名市条例第**31**号

海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第１条　海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和３１年条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の２３２．５」を「１００分の２３７．５」に改める。

第２条　海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の２３７．５」を「１００分の２３５」に改める。

附　則

この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は令和９年４月１日から施行する。